

資料 4

令和 8 年度介護職員処遇改善加算取得促進事業
運營業務

企画提案審査要領

令和 8 年 8 月

岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和８年度介護職員処遇改善加算取得促進事業運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書の審査の概要については次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は１００点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 事業目的（求められる成果等）【10 点】
(2) 企画（提案内容の訴求力）【50 点】
ア 研修会実施に係る提案内容の訴求性 20 点
イ 個別相談実施に係る提案内容の訴求性 20 点
ウ その他の提案内容の発想、訴求性等 10 点
(3) 提案の実行性（企画内容の実行性）【10 点】
(4) 業務履行能力（組織体制、事業実績等）【20 点】
(5) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【10 点】

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書等による書面審査にて行うもの。
- (2) 参加者が１者のみであった場合にも、書面審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (4) (3)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位３者まで順位点（１位－５点、２位－３点、３位－１点）をつけ、それを合計した総得点により順位をつけたものを県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。総評点も同点の場合には、委員会において合議の上、順位を決定する。

プロポーザル審査基準

1 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査の観点	配点	
事業目的	事業目的	・ 委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
提案のあった業務の内容が優れていること	企画	【研修会の実施について】 ・ 実施回数は適正か。 ・ 実施方法は適正か。 ・ 集客数を獲得できる訴求力のある提案になっているか。	50	20
		【個別相談の実施について】 ・ 実施回数は適正か。 ・ 実施方法は適正か。 ・ 県内の事業者の加算取得を促進できる提案になっているか。		20
		【その他の提案について】 ・ 県内の事業者にも本事業を広く周知できる提案になっている。 ・ 県内の事業者に加算取得を認知させる提案になっている。 ・ 研修会や個別相談のほかに加算取得を促進する提案になっている。等		10
	提案の実行性	・ 提案内容が現実的であり確実に履行できる内容であるか	10	10
業務を適正かつ確実に履行できる能力を有していること	業務履行能力	・ 提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。 ・ これまでの業務実績等から、必要なノウハウを持っていることが認められるか。	20	20
	見積書	・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性はあるか。	10	10
合 計			100	

2 採点基準

評 価	配点が 10 点の項目	配点が 20 点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4